|  |
| --- |
| ４００７．出港日時報告 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＴＤ | 出港日時報告 |

１．業務概要

本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）及び船積港単位に出港日時＊１を報告する。

また、出港日時の訂正も本業務で行う。

本業務では、入力された船舶情報＊２と合致するＢ／Ｌ＊３＊４を対象に処理を行う。

本業務では、処理対象のＢ／Ｌを一定の処理単位に分割し、内部処理を行う。内部処理では、出港前報告情報不一致判定及び出港日時の報告を併せて行う。

（＊１）出港日時とは、以下の３項目を指す。

①出港年月日

②出港時分

③グリニッジ標準時差分

（＊２）船舶情報とは、以下の５項目を指す（以下、同様）。

①船舶コード

②航海番号

③船会社コード

④船積港コード

⑤船積港枝番

（＊３）Ｂ／Ｌの種類は以下のとおりとする。

①「オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ」

「出港前報告（ＡＭＲ）」業務または「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務（以下、「ＡＭＲ業務等」という。）で登録されるＢ／Ｌ。

②「ハウスＢ／Ｌ」

「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）（ＡＨＲ）」業務または「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）  
（ＣＨＲ）」業務（以下、「ＡＨＲ業務等」という。）でハウスＢ／Ｌとして登録されるＢ／Ｌ。

③「マスターＢ／Ｌ」

オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌのうち、ハウスＢ／Ｌと関連付けされているＢ／Ｌ、またはマスターＢ／Ｌ識別に「Ｍ」を入力したＢ／Ｌ。

（＊４）ハウスＢ／Ｌについては、以下の条件のいずれかを満たすＢ／Ｌ。

①マスターＢ／Ｌの船舶情報に準ずる旨が登録されていない場合

「ＡＨＲ業務等において登録された船舶情報」と「入力された船舶情報」が合致するハウスＢ／Ｌ。

②マスターＢ／Ｌの船舶情報に準ずる旨が登録されている場合

以下の条件をすべて満たすハウスＢ／Ｌ。

・関連付けられているマスターＢ／Ｌに対してＡＭＲ業務等が行われている。

・「関連付けられているマスターＢ／Ｌに登録されている船舶情報」と「入力された船舶情報」が合致する。

２．入力者

税関、船会社、船舶代理店

３．制限事項

なし

４．入力条件

ＡＴＤ業務の場合、以下のチェックを行う。

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、入力された船会社コードに対する利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）出港前報告管理ＤＢチェック

（Ａ）共通チェック

①入力された船舶情報に対してＡＭＲ業務等またはＡＨＲ業務等による出港前報告が行われていること。

②本業務または「出港前報告船舶情報訂正（ＣＭＶ）」業務による内部処理中でないこと。

（Ｂ）登録の場合

入力された船舶情報に対して本業務が行われていないこと。

（Ｃ）訂正の場合

①入力された船舶情報に対して本業務が行われていること。

②入力された出港年月日、出港時分、グリニッジ標準時差分、緩和措置対象地域識別のいずれかが前回報告した内容と異なること。

（４）出港前報告情報ＤＢチェック

抽出対象となるＢ／Ｌ＊４が存在すること。

５．処理内容

（１）ＡＴＤ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）処理対象Ｂ／Ｌ抽出処理

入力された船舶情報が登録されているＢ／Ｌ＊４を抽出する。

（Ｃ）マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌのマッチング判定処理

抽出したＢ／Ｌに対して、ＡＭＲ業務等及びＡＨＲ業務等の実施状況の判定を、以下の通り行う。

また、ＡＨＲ業務等の実施状況については、マスターＢ／Ｌ単位にハウスＢ／Ｌの出港前報告が完了した旨（以下、「ハウスＢ／Ｌ報告完了」という。）の判定も行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | ＡＭＲ業務等実施状況＊５ | ＡＨＲ業務等実施状況＊６ | ワーニング対象判定 |
| 1 | 未済 | 済  （ハウスＢ／Ｌ報告完了未済） | 対象 |
| 2 | 未済 | 済  （ハウスＢ／Ｌ報告完了済） | 対象 |
| 3 | 済 | 未済 | 対象 |
| 4 | 済 | 済  （ハウスＢ／Ｌ報告完了未済） | 対象 |
| 5 | 済 | 済  （ハウスＢ／Ｌ報告完了済） | 対象外 |

（＊５）抽出したマスターＢ／Ｌに対してＡＭＲ業務等実施未済の場合でも、「出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け（ＢＬＬ）」業務に関連してマスターＢ／Ｌ未登録でないと判定されている場合は、ＡＭＲ業務等実施済と判定する。

（＊６）抽出したＢ／ＬをマスターＢ／ＬとしたＡＨＲ業務等が実施未済の場合でも、ＢＬＬ業務に関連してハウスＢ／Ｌ未登録でないと判定されている場合は、ＡＨＲ業務等実施済と判定する。

（Ｄ）出港前報告管理ＤＢ処理

入力された出港日時を登録する。

（Ｅ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｆ）内部処理起動処理

抽出したＢ／Ｌを一定の処理単位に分割し、内部処理を行う。

（Ｇ）注意喚起メッセージ出力処理

①内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

②マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌのマッチング判定処理において、ワーニング対象と判定されたマスターＢ／Ｌが存在した場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

（２）内部処理の場合

処理対象Ｂ／Ｌに対して、以下の処理を行う。

ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、出港前報告未済Ｂ／Ｌとして、出力情報出力処理のみ行う。

①マスターＢ／Ｌである。

②ＡＨＲ業務等によりハウスＢ／Ｌが関連付けされている。

③ＡＭＲ業務等がされていない。

（Ａ）出港前報告情報不一致判定処理

（ａ）出港前報告情報処理

（ア）報告期限超過判定

報告期限までに出港前報告が行われていることを判定する。

（ｂ）貨物情報処理

（ア）出港日時報告未済判定

本業務により出港日時報告が行われていることを判定する。

（Ｂ）出港前報告情報ＤＢ処理

①入力された出港日時を登録する。

②日本時間に換算された出港日時を登録する。

③出港前報告情報不一致判定処理（報告期限超過判定）の結果を登録する。

（Ｃ）貨物情報ＤＢ処理

以下の条件をすべて満たす場合に処理を行う。

①処理対象Ｂ／Ｌが貨物情報ＤＢに登録されている。

②ＭＦＲ業務で登録された貨物情報である。

③コンテナ詰貨物である。

④コンテナタイプコードが「ＰＬ」以外のコンテナが登録されている。

⑤仮陸揚貨物の旨が登録されている場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

⑥船積港が国内港でない。

⑦「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務が行われている場合は、船卸確認済でない。

（ａ）出港前報告情報不一致判定処理（出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

（ｂ）入力された出港日時を登録する。

（Ｄ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

（１）ＡＴＤ業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

（２）内部処理の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 出港前報告不一致情報（税関） | 処理対象のＢ／Ｌに対して、以下の条件のいずれかを満たす場合  （１）「マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌのマッチング判定処理」において、出力要と判定した  （２）以下の条件をすべて満たす  ・出港前報告情報不一致（ハウスＢ／Ｌ未登録、マスターＢ／Ｌ未登録、船舶情報不一致、報告期限超過）である旨が登録されている  ・ＢＬＬ業務により変更前Ｂ／Ｌである旨が登録されていない（ただし、同時に変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されている場合は除く） | 入力者  （入力者が税関の場合） |
| 税関  （入力者が税関以外の場合） |
| 出港前報告不一致情報（民間） | 処理対象のＢ／Ｌに対して、以下の条件をすべて満たす場合  （１）出港前報告情報不一致（ハウスＢ／Ｌ未登録、マスターＢ／Ｌ未登録、船舶情報不一致、報告期限超過）である旨が登録されている  （２）ＢＬＬ業務により変更前Ｂ／Ｌである旨が登録されていない（ただし、同時に変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されている場合は除く） | 入力者  （入力者が税関以外の場合） |
| マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合  （１）訂正でない  （２）出港日時を登録したマスターＢ／Ｌに対してハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されている | マスターＢ／Ｌに関連付けられているハウスＢ／Ｌに対するＡＨＲ業務等実施者 |
| 出港前報告情報 |  | 税関 |

７．特記事項

（１）船積港コードのバスケットコードについての留意点

ＡＴＤ業務においてはＡＭＲ業務等と異なり、システムに登録されていない船積港コードを入力した場合は、バスケットコード変換（入力された国連ＬＯＣＯＤＥの３桁目から３文字分を「ＺＺＺ」に変換）せず、エラーとする。そのため、ＡＭＲ業務等で船積港コードにバスケットコードを入力した場合、またはバスケットコード変換が発生した場合は、船積港コードにバスケットコードを入力して、ＡＴＤ業務を実施する必要がある。

なお、ＡＭＲ業務等でバスケットコード変換された船積港コードは、元々入力されていたコードが異なる場合であっても、システム上すべて同じ船積港として処理されるため、注意すること。